

令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(1/2)

販売事業者名でなく、販売事業所名を記入。

令和6年3月末現在

(一社)全国LPガス協会 調

キャンブ・屋台等の質量販売、閉栓消費者(空家を含む)を除いた消費者戸数を記入。

I 事業所の概要

① 販売事業所名	〇〇ガス株式会社 〇〇支店	担当部署名・担当者名	〇〇部〇〇課 LP太郎
② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)	1. 経済産業省	2. 産業保安監督部	3. 都道府県
③ 消費者戸数 ※注 (キャンブ・屋台等の質量販売、閉栓消費者(空家を含む)は除きます。(以下同じ))	A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅
	30 戸	100 戸	400 戸
	D 合計(A+B+C)		530 戸

注:メータ一つで業務用と一般用に使っている場合、主たる用途の区分としてください。

II 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	開放式	0	台
	CF式	0	台
	FE式	0	台
	合計	0	台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	CF式	0	台
	FE式	0	台
	合計	0	台
③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注		0	台

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

排気筒はすべて③に記入。

業務用施設のSBメータ(EBメータ)設置戸数の特定が困難な場合は、全てのSBメータ(EBメータ)設置戸数

IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況

① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数	30	戸
② ①の内、ガス警報器連動遮断戸数 ※注1	連動済	29
	連動不要(屋外) ※注2	1

注:1. ②のガス警報器連動遮断には警報器連動自動ガス遮断装置によるものも含めてください。  
注:2. ②の連動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注	20	施設
② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数(ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)	20	施設
③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	19
	設置不要	1

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種)を設置している施設となります

対象機器:業務用こころ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用蒸気釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「注」を参照のうえ、業務用厨房施設数を記入。

V バルク貯槽20年検査対応(貯槽を1基以上所有している事業所のみ記入)

区分	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和6(2024)年度	令和6(2024)年度
	①20年検査を実施し合格 ※注1	②バルク入替	③シリンダー入替	④期限満了基数(令和6(2024)年度中の期限満了基数)
基数	1 基	3 基	2 基	10 基
				⑤期限満了基数 + 前倒し予定基数 ※注2
				15 基

注:1. ①は、あくまでもバルク20年検査です。4年に1回の供給設備点検ではありません。  
注:2. ⑤は、④に、令和7(2025)年度以降に期限満了のバルク貯槽で令和6(2024)年度中に前倒し、対応する予定数を加えた数となります。

記入例は、2024年度中に期限が満了するバルク貯槽が10基あり、2025年5月に期限が満了するバルク貯槽を前倒して2024年度中に20年検査又は廃棄して入替の対応を行う予定のバルク貯槽が5基ある場合、合計の15基と記入。

VI 集中監視システム

① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム)	160	戸
② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2,3	0	戸

注:1. 常時監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝送するものです。  
注:2. 低頻度型集中監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝送するものです。  
注:3. バルク供給における残量管理の集中監視システムは除外となります。

集中監視システムの特定保安情報が監視者(集中監視センター)に伝達される時間によって分けて記入。

VII 容器流出防止地域への対応 ※注

区分	令和6年3月末現在	施行前日の令和6年6月1日時点(予定)
	① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数 ※注	400 施設
	② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数 ※注	310 施設
③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数	290 施設	310 施設

注:洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、国交省等のハザードマップで1m以上の浸水が予想される区域となります。(1m以上のハザードマップが公表されていない場合は、ハザードマップ凡例において1mを含む区域(例:水深0.5m~3m)を適用)施設数とは供給設備の数となります。また、バルク容器・貯槽は容器流出防止措置済としてください。

施設数は供給設備数の数え方と同様。

VIII 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等		③ガス警報器		④調整器	
	設置済戸数 ※注1. 4. 5	内、期限切れ戸数	設置済戸数 ※注1. 3. 4	(設置不要戸数) ※注2. 3	設置済戸数 ※注1. 4	(設置不要戸数) ※注2	設置施設数 ※注1. 6	内、製造年から7年交換のタイプは7年10年交換のタイプは10年を経過した施設数
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	30 戸	( 0 戸)	29 戸	1 戸	29 戸	1 戸	20 施設	( 0 施設)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上)	100 戸	( 0 戸)	95 戸	5 戸	95 戸	5 戸	30 施設	( 0 施設)
C 一般住宅	400 戸	( 0 戸)	390 戸	10 戸	390 戸	10 戸	350 施設	( 0 施設)
D 合計(A+B+C)	530 戸	( 0 戸)	514 戸	16 戸	514 戸	16 戸	400 施設	( 0 施設)

期限切れは、計量法違反となりますので、確実な交換を行ってください。

安全機器を100%設置していれば設置済戸数は消費者戸数と同数。

注4により設置済戸数と設置不要戸数の合計が消費者戸数を超えることはない。  
安全機器を100%設置していれば設置済戸数と設置不要戸数の合計は消費者戸数と同数。

屋内に燃焼器具がなく、ヒューズガス栓等及びガス警報器の設置を必要としない場合は、その戸数を記入。

戸数でなく施設数を記入。

# 令和5年度 需要開発推進取組状況等調査報告書(2/2) 記入例

令和6年3月末現在  
(一社)全国LPガス協会 調査

販売事業所名	
--------	--

自社で販売(直売)・導入した各種機器の台数をご記入ください。

## IX 需要開発関係

	GHP (LPガスヒートポンプ)	エネファーム	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
① 令和5年度 販売台数	台	台	台	台	台	台
② ①の内、非エコ ジョーズ機器か らの取替台数 ※注		台	台	台		

ここでいうLPガスからの移動とはLPガスメーター等の供給設備が撤去された場合として下さい。  
改築によるオール電化等も移動戸数に含めて下さい。  
一部だけが電化等になった場合(例 給湯はエコキュート、コンロはLPガスコンロ)の場合は移動戸数に含めないでください。

注: 取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更を記入してください。

## X 農業、漁業、林業におけるLPガス販売状況

令和5年度に各業に販売した数量(トン数)を記入。

	農業	漁業	林業
令和5年度 販売量	3.2 トン	0.8 トン	0 トン

注: ビニールハウス、養殖などによるLPガス利用が対象となります。  
注: 1㎡あたり2kgで換算してください。

農業、漁業、林業で使用されることによる石油石炭税には還付措置が設けられていることから、本年度は農業、漁業、林業における販売量の調査を実施いたします。  
令和5年度に農業、林業、漁業へ販売量を(小数点第2位以下切り捨て)ご記入ください。

## XI オール電化・都市ガスとの移動関係

① オール電化関係	移動戸数	② 都市ガス関係	移動戸数
LPガス→オール電化	戸	LPガス → 都市ガス	戸
オール電化→LPガス	戸	都市ガス → LPガス	戸

## XII ガス料金の公表状況関係

- 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。
- ホームページにガス料金を掲載している。
- 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。
- 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。

上記から該当する番号を1つ選択し記入

1~4の番号を1つだけ記入して下さい

## XIII LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。

1. はい 2. いいえ

②上記で1.「はい」と回答の方のみ

予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に「LPガス料金表」により情報提供している。※注

1. はい 2. いいえ

注: LPガス料金表とは、令和3年6月1日に経済産業省より通知された料金表の情報提供に基づき、物件名、販売事業者名、料金内訳(基本料金、従量料金、機器設備等料金)または、原料費調整制度による調整額等が記載されたものとなります。

1~2の番号を1つだけ記入して下さい

\* 本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。